K-Report

2019年 8月 1日発行 第 9巻 第 8号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階 TEL 052-261-2611 URL http://www.tomiken.org

FAX 052-261-2612



目 次

- 1. 改正情報
- 2. 労務管理の基礎 知識
- 3. 所長コラム

1. 改正情報

■ トラックドライバーの働き方改革に向けた 新制度がスタート

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。こうした状況を踏まえ、昨年、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守できる事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の公示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われたところですが、このうち、③の荷主関連部分について令和元年7月1日より施行されました。

◆施行内容◆

(1)荷主の配慮義務の新設

荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂 行できるよう、必要な配慮をしなければならないことと する責務規定を新設。

(2)荷主への勧告制度の拡充

荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加 されるとともに、荷主に対して勧告を行った場合には、 その旨を公表することを法律に明記。

(3) 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対する国土 交通大臣による働きかけ等の規定の新設

(令和5年度末までの時限措置)

- ① 国土交通大臣は、「違反原因行為」(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、荷主所管省庁等と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行う。
- ② 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行う。
- ③ トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反疑いがある場合には公正取引委員会に通知する。

違反原因行為の例

- 荷待ち時間の恒常的な発生
- ・ 非合理な到着時刻の設定
- ・ 重量違反となるような依頼

等

2. 労務管理の基礎知識

■ 男女雇用機会均等法のポイント

産業構造の変化や急速に進む少子高齢化に伴う労働力不足などから、企業と労働者を取り巻く環境が年々大きく変化しています。こうした中、働く人が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは、今後ますます重要な課題になっています。男女雇用機会均等法ではこれらの課題に対し、法施行以降、数度の改正を経て、その整備・強化が一段と図られており、次の義務・措置が設けられています。

【義務・措置のポイント】

- ・ 性別を理由とする差別の禁止
- 婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
- セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント対策
- 母性健康管理措置
- 派遣先に対する男女雇用機会均等法の適用
- 深夜業に従事する女性労働者に対する措置
- 事業主に対する国の援助
- 労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置
- ・ 法施行のために必要がある場合の指導等
- ・ コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針

3. 所長コラム

■ 非道

京都アニメーション第1スタジオの火災で、1階から燃え広がった火の手はあっという間に3階建てのビルを包み、犠牲者、被害者の大半は2、3階に集中した。

「中から出てきた女性は『男が急に入ってきて、バケツで油のようなものをかけてきた』『男が火をつけて、火事が起こった』『まだ中にたくさんの人がいるので、助けて』と興奮しながら話していた。しばらくして、2階から飛び降りたりする人もいた。飛びおりて、必死でビルから離れて、なんとか逃げようとしていたけど、火の手が激しくて、近寄れずなかなか助けにいけなかった』

このコラムは、7月19日に書いている。お読みいただいている時は、事件の詳細が明らかになっていると思うが、今の段階では、犯人の残虐性への怒りと犠牲者の方々の想像を絶する苦しみ、その家族の方々の悲痛な思いを思うとただただやるせない。動物は種の保存や外敵から身を守るために相手を死に至らしめることがあるが、人間は自己中心的な考えでここまで非道なことをする。

ただただ、被災者の方のご冥福を祈ります。